

# 公文書管理条例の目的規定

資料7-1

	主語	公文書等の修飾	公文書等	前提	手段及び小目的	大目的
高知県 検討のたたき台 (事務局提案)	この条例は、	県の諸活動や歴史的事実の記録である	公文書等が、	健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、	公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、	もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県政の透明化を推進し、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。
		鳥取県同等 ※県立大学法人は、実施機関とし、本条例の理念上、県に含めるものとする。		法、熊本県同等	法、香川県、熊本県同等	法をベースに、東京都の「県政の透明化を推進」の理念を取り入れる。
公文書管理法	この法律は、	国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である	公文書等が、	健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、	国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、	もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。
東京都	この条例は、	都政運営に関する	公文書が、	都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産であることを明らかにするとともに、公文書の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、	公文書の管理について基本的事項を定めることによりその適正な管理を図り、	もって都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことを目的とする。
鳥取県	この条例は、	県の諸活動や歴史的事実を記録した	公文書等が、	県政に対する県民の知る権利に不可欠な県民共有の知的資源であることに鑑み、	公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、現用公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、	もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。
島根県	この条例は、				公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理及び特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、	もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び県が設立した地方独立行政法人の有するその諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。
香川県	この条例は、	県の諸活動や歴史的事実の記録である	公文書等が、	県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、	公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、	もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。
熊本県	この条例は、	県及び地方独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である	行政文書等が、	健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、	行政文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、	もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

# 公文書管理条例の対象となる実施機関の範囲

資料7-2

## 高知県検討のたたき台(事務局提案)

### (定義)(実施機関の範囲)

この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

### (公社等の文書管理等)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人(地方独立行政法人を除く。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

### (指定管理者の文書管理等)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に関し、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

	高知県 検討のたたき台 (事務局提案)	高知県情報公開 条例	東京都	鳥取県	島根県	香川県	熊本県
実施機関の名称	実施機関	実施機関	実施機関	実施機関	実施機関	実施機関	行政機関
知事	○	○	○	○	○	○	○
議会	○	○	×	△ (議長の議会 文書保存措置 義務、公文書 館への引継ぎ ができる規定)	○	○	○
行政委員会等 教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会	○	○	○ (固定資産評価審査委員会、消防總監を含み、警察本部長は、警視總監)	○	○	○	○
公営企業管理者 (高知県は、病院事業、電気事業、工業用水道事業に知事以外の管理者を置く。)	○	○	○	○ (病院事業)	○ (病院事業)	○ (病院事業)	○ (病院事業)
地方独立行政法人 (高知県は、県立大学法人のみ)	○	○	○	○	○	×	○
自治令152条1項法人	地方三公社 地方住宅供給公社 土地開発公社(高知県は、今後解散方針) 地方道路公社(高知県は、H24に解散)	×	×	○ (地方住宅供給公社及び土地開発公社)	×	×	○ (地方道路公社)
	県出資団体(出資率1/4以上) H29.4.1時点39団体 主な団体(出資金等2.5億円以上) 高知県文化財団、高知県国際交流協会、高知県山村林業振興基金、高知県漁業信用基金協会、暴力追放高知県民センター、高知空港ビル株式会社、とさでん交通株式会社	×	×	×	×	×	×
公の施設の指定管理者 H30.4.1時点 美術館、博物館、体育館、公園など37施設24団体	×	×	×	×	×	×	×

# 公文書の定義

資料7-3

	主語	職務上作成取得	文書の種類(内容)	組織共用	保有(管理)
高知県 検討のたたき 台 (事務局提案) ※高知県情報 公開条例の定 義規定も同様 に改正	この条例において「公文書」とは、	実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した	文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)であって、	当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、	当該実施機関が保有しているものをいう。

※情報公開条例の「公文書」の定義も含め、全文にわたり、公文書管理法と同等の表現とする。

公文書管理法	この法律において「行政文書」とは、	行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した	文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第十九条を除き、以下同じ。)であって、	当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、	当該行政機関が保有しているものをいう。
東京都	この条例において「公文書」とは、	実施機関の職員(都が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した	文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第6条において同じ。)であって、	当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、	当該実施機関が保有しているものをいう。
鳥取県	現用公文書	実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び公社にあつては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した	文書(図画、写真、スライド、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第16条を除き、以下同じ。)であって、	当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、	当該実施機関が保有しているものをいう。
島根県	この条例において「公文書」とは、	実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。第30条を除き、以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した	文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第21条を除き、以下同じ。)であって、	当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして	当該実施機関が管理しているものをいう。
香川県	この条例において「行政文書」とは、	行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した	文書(図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。))並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第21条を除き、以下同じ。)であって、	当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、	当該行政機関が保有しているものをいう。
熊本県	この条例において「行政文書」とは、	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した	文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第18条を除き、以下同じ。)であって、	当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、	当該実施機関が保有しているものをいう。
高知県情報公開条例	この条例において「公文書」とは、	実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。)が職務上作成し、又は取得した	文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第13条第2項において同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)であって、	組織的に用いるものとして	実施機関において管理しているものをいう。



公文書の例外

資料7-4

	公文書の例外1 (販売目的発行文書)	公文書の例外2 (特定歴史公文書等)	公文書の例外3 (図書館、美術館等管理文書)
高知県 検討のたたき台 (事務局提案) ※高知県情報公開条例の定義規定も同様に改正	官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの	特定歴史公文書等	知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)
例外にする趣旨 ※全て法同等	市販されており、県民のアクセスが保障されているため除外するもの  ※法同等(熊本県参照) 官報、白書は、国が作成するため、本県が作成することはないが、取得する場合もあるため。 公報は、高知県公報は無料でインターネット発行しているが、他都道府県公報には有料で発行しているものがあり、取得することもあるため。	公文書館に移管された「特定歴史公文書等」については、現用の「公文書」とは別に保存、利用等について定めるため、「公文書」から除外するもの  ※法及び他県条例同等 「公文書」と「特定歴史的公文書等」を併せて「公文書等」とする。	歴史的学術的価値のある資料を自ら収集し、学術研究等に寄与するために特別の管理ルールを定め、その資料を一般の閲覧に供している施設の文書を除外するもの  ※法及び他県条例同等(熊本県参照) 図書館、博物館、美術館、植物園、埋蔵文化財センターなどにおいて、一般の利用に供することを目的とし、利用のための特別のルールを定めている文書(図画、写真及び電磁的記録を含む。)を想定。 知事部局以外の施設についても知事が指定することにより、県民に対し、一元的に公文書の例外を明示する。
公文書管理法	官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの	特定歴史公文書等	政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)
東京都	官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの		
鳥取県	新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの	特定歴史公文書等	図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの(特定歴史公文書等を除く。)
島根県	官報、公報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの	特定歴史公文書等	図書館、美術館その他の県又は県が設立した地方独立行政法人の施設又は機関において一般の利用に供することを目的として管理されているもの(前号に掲げるものを除く。)
香川県	公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの	特定歴史公文書等	香川県立文書館(以下「文書館」という。)等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)
熊本県	官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの	特定歴史公文書	知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)
高知県情報公開条例	現在、公文書の例外規定を定めていないが、今回情報公開条例の例外とする。  現在の情報公開条例の運用においては、販売目的文書は、著作権法等に反しない範囲で、情報提供として提供するものであり、情報公開条例に基づく開示請求の対象としない運用をしている。	現在、公文書の例外規定を定めていないが、今回情報公開条例の例外とする。  特定歴史公文書については、公文書管理条例に基づき利用等に供するため、情報公開条例の「公文書」の開示請求の対象とはしない。	現在、公文書の例外規定を定めていないが、今回情報公開条例の例外とする。  図書館の開架図書、希少本、美術館等の美術品、博物館等の古文書、研究資料等については、必ずしも現行の情報公開条例の対象であるかは、明確にしていけないが、別のルールが定められていることにより公開に関する一般的なルールを適用しがたい文書については、知事が指定して「情報公開条例」の「公文書」の開示請求の対象としない運用とすることを法制度において明確化する。

## 歴史公文書等及び特定歴史公文書等の定義

資料7-5

	歴史公文書等の定義	特定歴史公文書等の定義
高知県 検討のたたき台 (事務局提案)	<p>この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。</p> <p>(1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書</p>	<p>この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 第〇条の規定により高知県立公文書館(以下「公文書館」という。)に移管されたもの</p> <p>(2) 法人その他の団体(県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)又は個人から県行政の推移が跡付けられるものとして公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの</p>
	<p>※鳥取県、香川県同等</p>	<p>※香川県同等</p> <p>ただし、文書の保存管理体制上、公文書館で寄贈・寄託を受ける文書は、明治以降の県政関係文書に限るものとし、その旨を明確にするため「県行政の推移が跡付けられるもの」を追記する。</p>
公文書管理法	<p>この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。</p>	<p>この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの</p> <p>二 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの</p> <p>三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの</p> <p>四 法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの</p>
東京都	東京都は、条例上は、公文書館長からの求めにより公文書を公文書館に引継ぐため、「歴史公文書」の規定が存在しない。	
鳥取県	<p>歴史公文書等 次に掲げる文書をいう。</p> <p>ア 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>イ 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>ウ 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>エ 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書</p>	<p>特定歴史公文書等 歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 第9条第1項又は第24条第2項の規定により実施機関から公文書館に引き継がれたもの</p> <p>イ 第11条第2項の規定により議会の議長(以下「議長」という。)から公文書館に引き継がれたもの</p> <p>ウ 法人その他の団体(県及び県が設立した地方独立行政法人並びに公社を除く。以下「法人等」という。)又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの</p>
島根県	<p>この条例において「歴史公文書」とは、歴史資料として重要な公文書をいう。</p>	<p>この条例において「特定歴史公文書等」とは、次に掲げるもので、次章に規定する島根県公文書センターにおいて保存されているものをいう。</p> <p>(1) 第10条第1項の規定により保存することとされたもの</p> <p>(2) 第29条第3項の規定により保存することとされたもの</p> <p>(3) 歴史資料として重要な文書であるものとして法人その他の団体(県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。第15条第1項第3号において「法人等」という。)又は個人から寄贈され、又は寄託されたもの</p>
香川県	<p>この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。</p> <p>(1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書</p>	<p>この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 第8条第1項若しくは第3項又は第30条第2項の規定により行政機関から文書館に移管されたもの</p> <p>(2) 第11条第1項及び第2項の規定により議会の議長(以下「議長」という。)から文書館に移管されたもの</p> <p>(3) 法人その他の団体(県を除く。以下「法人等」という。)又は個人から文書館に寄贈され、又は寄託されたもののうち、公文書に類するものとして知事が指定するもの</p>
熊本県	<p>この条例において「歴史公文書」とは、実施機関の職員又は地方独立行政法人等の役員若しくは職員が職務上作成し、又は取得した文書のうち、歴史資料として重要な文書として、知事が規則で定める基準に適合するものをいう。</p>	<p>この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 第8条第1項の規定により知事に移管されたもの</p> <p>(2) 第11条第4項の規定により知事に移管されたもの</p>